

その1

営業所の名称

営業所の所在地

風俗営業の種別

法第2条第1項第 号の営業

営業の方法

営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 ただし、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 の日にあつては、
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	①する ②しない ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容

その2（A）（法第2条第1項第1号から第3号までの営業）							
料		金					
料金の表示方法							
役務提供の態様	客の接待をする場合はその内容						
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名				
		それ以外の者	名				
			主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称			
				住 所	〒 () () 局 番		
			(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名				
	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊 興 の 内 容					
		時 間 帯	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後				
	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)						
	客	室	和風のもの	室	その他のもの	室	

その2（B）（法第2条第1項第4号の営業）		
（まあじゃん屋のみ記載すること）		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじゃん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
（ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること）		
ぱちんこ屋及び 令第8条に規定する 営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じ や ん 球 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	そ の 他 の 遊 技 機 ()	につき 円
そ の 他 の 営 業 の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
賞 品 の 提 供 方 法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その２（Ｃ）（法第２条第１項第５号の営業）	
料 金	
料 金 の 表 示 方 法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。